

業務指示書

ミャンマー国全国物流に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月20日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2016年4月25日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：物流関連の調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／総合物流計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：途上国地域における物流分野
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾計画】

- 1) 類似業務の経験：途上国地域における港湾計画
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 物流制度】

- 1) 類似業務の経験：物流制度
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 物流施設計画/物流調査】

- 1) 類似業務の経験：物流施設計画/物流調査
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者4】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年5月2日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき

- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
環境社会配慮に係る情報収集・整理 (7. 業務の内容 (4))、物流実態調査 (7. 業務の内容 (6))
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MNX1 = 0.954 円 , US\$1 = 113.393 円 , EUR1 = 127.14 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。
業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。
具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／総合物流計画
港湾計画
物流制度
物流施設計画/物流調査

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

21.38 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月20日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上

プロポーザル評価表
ミャンマー国全国物流に係る基礎情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(24.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/総合物流計画	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 物流制度	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 物流施設計画/物流調査	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

JICAは2012年から2014年にかけて、ミャンマーに対して、「全国運輸交通プログラム形成準備調査」を実施し、ミャンマーの運輸交通に係る開発について、2030年頃を目標とする全交通モードに係る運輸交通開発ビジョン、運輸交通開発戦略、優先度の高い経済回廊に対する交通インフラ整備方針、優先プロジェクトを提案した。同調査の結果は、2015年に「ミャンマー全国運輸マスタープラン」（以下「全国運輸MP」）として、ミャンマー政府内での正式な計画として承認された。

全国運輸MPの策定後、ミャンマー政府により、産業開発や社会経済開発に関する各種政策の策定が進められ、さらに2015年7月には我が国経済産業省の支援により、「ミャンマー産業発展ビジョン」（以下「産業発展ビジョン」）が策定され、ミャンマーの産業における比較優位（良質・低廉・豊富な労働力、大市場・生産国に隣接する地理的優位性、農林水産業・観光業・地場産業を育む多様な文化）に基づく産業開発の考え方が示された。同年9月には、日本の官民が一体となって開発を支援したティラワ工業団地が開業している他、北部マンダレー、南東部ダウエー、西部チャオピューの工業団地も順次開業が見込まれている。また、急速に進展する経済活動に伴い、ヤンゴン港（ティラワ地区港含む）における貨物取扱量も急増している。今後、貨物量が増加し続けた場合、現行の物流網では処理できない可能性がある（特に脆弱なのは地方部の物流網）。

かかる状況において、産業発展を円滑に進めるためには、早急に産業発展の将来像や需要を踏まえて、運輸ネットワークを強化すると同時に、港湾・物流機能の向上を図るため優先度の高い交通インフラの整備を推進する必要がある。

2. 調査の目的

本調査は、全国運輸MP後に策定された産業発展ビジョン、社会経済政策に関する各種政策を踏まえた上で、①ミャンマーの物流の現状及び将来需要、②全国物流戦略の検討、③全国運輸MPで提案された優先プロジェクト（投資計画を含む）のレビュー及び優先順位の再整理、④これらを円滑に実施していくための必要な物流政策、制度、組織体制の提案を行うことを目的として、各種情報の収集と分析を行う。

3. 調査対象地域及び対象交通モード

(1) 業務対象地域

ミャンマー全土

(2) 対象運輸交通モード

道路、鉄道、水運（海運、内陸水運）、航空

4. 相手国関係機関

本調査のカウンターパート機関は運輸・通信省（Ministry of Transport and Communication）であるが、建設省（Ministry of Construction）の他、ミャンマー港湾公社、内陸水運公社、ミャンマー国鉄等の運輸交通関連機関とも密に連携する必要がある。

5. 調査の範囲

コンサルタントは、本調査における「2. 調査の目的」を達成するために「6. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「7. 調査の内容」に示す事項を実施し、「8. 成果品」に基づき進捗状況に応じて報告書作成し、JICA及び相手国関係機関に対し説明・協議の上、提出するものとする。

6. 業務実施上の留意事項

(1) 物流から見た総合的な開発計画

(ア) 戦略的視点：

- ・ 全国運輸MPでは、全国の運輸モード毎の現状及び開発方針、需要や経済的インパクト等に基づく優先回廊設定及び開発プロジェクトの提案を行っている。本調査では、運輸MP

において提言されている回廊や個別案件等をベースにしつつ、以下の観点から再度検討を行い、可能な限り定量的な説明を試みるとともに、回廊間や個別案件間の優先順位や物流の観点から必要となる各種物流インフラ・制度の提言を行う。その際、各モードの優位性・特性を考慮し、産業発展・物流促進の観点より、物流機能を適切に発現させる観点から計画策定を行う。計画は円滑な実施が伴うよう、本調査段階から関係者の関与・コミットメントを得るよう留意するとともに、役割と時間軸とを明確にした行動計画として取りまとめる。

- ・ 目標年次は、全国運輸MPとの整合を踏まえて、2030年とする。

(イ) 広域的視点：

- ・ 全国運輸MPでは、各交通モードに関する国内の物流量は交通調査等を通して分析していたが、国際物流の観点からの交通調査は行われていない。本調査では、主要な国境地点及び国際物流を扱う港湾や空港における物流の現状及び将来見通しを検討し、開発計画に反映させる。また、国際物流の観点から調査を行うにあたっては、ASEAN経済共同体（AEC）における物品、サービス及び投資の自由化の取り組みの進捗、実効性についても考慮する。

(ウ) 産業開発の視点：

- ・ 上述の産業発展ビジョンが企図する都市・地域シナジー開発戦略、産業集積の考え方をもとに、全国物流戦略等を策定する。産業発展ビジョンは、都市と地方との相互補完による産業集積の必要性、比較優位のある分野設定や政府が喫緊に対応すべき課題等を明らかにすることにより、質の高い雇用と公平性のある所得向上とを目指すものである。物流システムの整備は、都市間や近隣国とのコネクティビティ向上のため今後5年間に集中的に取り組む課題の一つとして挙げられている。本調査では、産業発展ビジョンやミャンマー政府が策定している産業分野の上位計画で提案されているミャンマーの産業発展のあり方、各セクターや地域潜在性等を踏まえて、物流ニーズのシナリオ及びそれに対応するために必要な物流システムを検討、提案する。
- ・ 併せて、ミャンマーに進出している又は進出を検討している日系及び各国企業（製造業、卸・小売業、物流業者や船主、工業団地開発者等）から物流ニーズのヒアリング等を通して、需要の見通しの参考にする。

(エ) 地域開発的視点：

- ・ 産業発展ビジョンでは、都市部と地方部のコネクティビティ強化を謳っている。また、4月1日に発足した新政権は、国内の均衡ある発展を通じた国内融和・国民和解に重点を置いており、地方部における開発を重要視している。本調査では、全国運輸 M/P におけるヤンゴンーマンダレー間の中央南北回廊、西部南北回廊の優先開発の提言を踏まえつつも、上記の地域開発の観点を考慮した計画作りが求められる。特に、アクセスが制限されている沿岸部や農山村部に対しては、沿岸・内陸水運や道路等の交通手段を最大限に活用することで、物流網へのアクセスが可能となるような方策を検討すること。

(オ) 物流産業の視点：

- ・ 運送や貯蔵、通関等物流事業の運営及び規制に関する法令を調査し、物流ニーズへの適切な対応、国内物流業の発展、効率性やサービス向上等を目的とした外資参入等の観点から課題を整理するとともに、ミャンマーの実情に合った改善策を検討する。また、国内及び周辺国を始めとする代表的なキャリアー並びにフォワーダーの事業規模や運営状況、効率性、各種サービス等を分析し、国内物流事業者の健全な発展に向けた具体的施策を提示する。
- ・ 上記検討に当たっては、ミャンマーの発展段階や脈絡に鑑みて参照することが妥当な他国物流事業の成功例や失敗例等を教訓として踏まえることが重要。また、提案は具体性と実現可能性に特に留意が必要な他、物流業界の現状能力や制約を踏まえて費用対効果の高いものから段階的に導入することを検討する。
- ・ ミャンマーでは、日本企業を始めとする民間企業（特に製造業、商社等）の活発な進出、操業により、運輸業（輸送業、倉庫業）の活動も活性化されつつある。本調査において、物流産業のさらなる発展のための物流制度を検討するにあたっては、ミャンマー進出企業に対して物流分野におけるハード及びソフト面の課題等について、ヒアリングを行うもの

とする。ヒアリングを行うにあたっては、現地の日本人商工会議所（各部会）も必要に応じて活用する。

(2) 先行する調査・計画等との連携

(ア) 全国運輸MPの活用：

- 本調査は、全国運輸MPにて提言されている優先整備回廊や優先プロジェクト等をベースとしつつ、本調査の結果を踏まえて、再検討を行い、可能な限り定量的な説明を試みるとともに、産業発展・物流促進の観点から必要となる各種物流インフラ整備（ソフト面・ハード面）を提言するものである。コンサルタントは、全国運輸MPで収集した資料・データを最大限活用した上で、本調査を効率的に進める。関連資料・データが必要な場合は、その都度JICAに共有を依頼する。

- 全国運輸MPでは、2013年に実施した交通調査に基づく交通解析ゾーン間の貨物流動（20.9万トン/日）を、今後の経済成長及び空間開発に従った需要予測（97.4万トン/日）を算出した。一方で、当該需要予測は、限られた調査期間、ミャンマー側の統計の欠落により、交通モードによっては、実査の時期に限定した、季節的な変動が十分に考慮されていない調査結果となっている。これらの全国運輸MPでの課題を踏まえた上で、地方部、国境部、雨季・乾季の季節的な変動を考慮した物流実態調査を行うものとする。運輸MPで対象となった箇所については、重要度の高い箇所数か所程度で実際の調査を行い、それ以外については、これら箇所における前回データからの変化率や本調査の経済社会フレームで設定される成長率等をベースに現状及び将来需要を推計する。以上の方針を考慮して、具体的箇所物流実態調査の方法、スケジュール、規模について、具体的にプロポーザルで提案すること。

- 旅客と貨物物流とでは、円滑な移動を実現し「連結性」を向上させる上での課題やインフラや制度等対応策が異なることに留意する。港湾の荷役機械化やデータベースシステム構築、今後増大するコンテナ輸送ニーズに対応するためのコンテナ港湾の整備、また、港湾等への鉄道や道路の港湾乗り入れ、国内大消費地までの保税輸送に必要な税関システムや制度、集荷や荷物積み替えのためのトラックヤードやロジスティクスセンター等が挙げられる。
- 全国運輸MPで提案された優先プロジェクトの検討にあたっては、全国物流調査、経済・財務、環境・社会配慮、技術、運用組織・体制等の観点からクライテリアを設け可能な限り定量的に評価し、見直すものとする。各交通モードに対する単独施策等を提案するだけでなく、複合的な施策を実施することによる効果を想定して、パッケージとして提案することが望ましい。優先プロジェクトにおける投資計画を策定するにあたっては、ミャンマー政府の投資余力の制約を考慮し、ミャンマー政府、JICAを含む国際開発援助機関、民間がどのように投資額を配分していくのかについても検討するものとする。

(イ) 開業中（予定）の工業団地：

- ティラワ工業団地が開業している他、マンダレー南部（ミヨータ）、ダウエー、チャオピューの工業団地も順次開業が見込まれている。特に、ティラワ工業団地については、昨年開業し、入居企業が一部操業を開始していることもあり、今後も物流の拠点として、重要な位置付けとなる。については、本調査を行うにあたっては、ティラワをはじめとした工業団地の物流の需要を十分に留意するものとする。

(ウ) 国内港湾施設の役割、機能：

- ミャンマー国内には9つの主要な港湾施設があり、それぞれの特徴がある。全国運輸MPでは、各港湾の開発の基本的方向性が示されたが、これらの港湾の開発には、近隣国の思惑が大きく影響する（ダウエイはタイ、チャオピューは中国、シットウェはインド等）。将来的に各港湾がどのような役割・機能を持つべきなのか、港湾間のネットワークをどのように形成していくのか等、日本政府（国土交通省）等が実施した「ミャンマー国における港湾関連プロジェクト案件形成検討調査」（2013年3月）等既存の港湾開発計画の妥当性を十分に評価、検討した上で、ミャンマー政府とも十分に意見交換をしながら、国内港湾の配置、機能の概要を検討する。その際には、近隣諸国との間の競合、連携、機能分担につ

いても考慮に入れる。

(エ) 物流分野の日本の協力との連携

- ・ 日本政府とミャンマー政府との間では、2015年7月に「日ミャンマー物流政策対話及びワークショップ」が行われており、両国の物流施策の現況及び課題、ミャンマーにおいて実施したアセアン物流パイロットプロジェクト（ミャンマーにおける貨物鉄道へのモーダル促進のための実施事業）、日本の物流業の法体系に関する意見交換がなされている。これらの政府ハイレベルでの意見交換の後、物流政策の改善のために、どのような取り組みが行われているのかをフォローする。また、効率的な物流システム構築に向けて、日本の協力との連携可能性について検討する。

(オ) 関連する調査や計画のうち十分に協議・連携することが必要なものを以下例示する。

- ・ 「通関電子化を通じた税関近代化支援計画準備調査」（実施済/JICA）
- ・ 「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査」（実施済/JICA）
- ・ 「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査（都市交通）」（実施済/JICA）
- ・ 「全国運輸交通プログラム形成準備調査」（実施済/JICA）
- ・ 「ティラワ地区港及び物流基地に係る運営効率化事業準備調査」（実施済/JICA）
- ・ 「ミャンマー産業発展ビジョン」（実施済/経済産業省）
- ・ 「ミャンマー国ヤンゴン港航路改善情報収集・確認調査」（実施済/JICA）
- ・ 「Technical Assistance Report/Republic of the Union of Myanmar: Transport Sector Reform and Modernization」（実施済/アジア開発銀行）
- ・ 「Preparatory Survey for Intensive Agriculture Promotion Program in the Republic of the Union of Myanmar」（実施済/JICA）
- ・ 「ヤンゴン港ティラワ地区港湾拡張事業準備調査」JICA（実施中）
- ・ 現在、JICA専門家として、ミャンマー運輸・通信省及び港湾公社にて運輸交通政策アドバイザー、都市交通政策アドバイザー、ヤンゴン市開発委員会にて都市開発アドバイザー、国家計画経済開発省にて投資振興アドバイザーが活動中であるため、これら専門家とも十分に情報共有、連携すること。

(3) マネジメント上の留意点

(ア) 調整メカニズム：

- ・ ミャンマーでは、運輸・通信省及び建設省と交通モード別に省庁が分かれており、効率的・効果的な複合一貫輸送に関する総合的な物流政策、必要な物流制度を議論する機会がきわめて限定的である。本調査では、調査方針・内容を議論し、意思決定を行う場として、ステアリングコミッティ（SC）を設置する。SCには、運輸・通信省及び建設省の他、それぞれの下部組織・関連公社とヤンゴン市、ネピドー市、マンダレー市それぞれの開発委員会からの代表から構成されるものとする。
- ・ 調査期間を通して、関係機関がモード横断的に物流政策、物流制度を協議、調整しかつ意思決定を適切に行う機会を設ける。これにより、関係機関の調整能力及び主体者意識を高めるとともに、調整メカニズムを制度化することで、関係機関間の調整が調査実施後も自律的に行われるよう定着させる。
- ・ 本調査終了後、提言内容がミャンマー政府の正式な方針となり、内部化され実施されるよう、調査期間を通して政府トップに継続的に説明する。政府承認プロセスは予め合意しておく。

(イ) ミャンマー新政権への対応：

- ・ ミャンマー新政権は発足後100日間で国民に対し一定の成果を見せることを目指している。本調査では、ミャンマー側カウンターパート（C/P）機関やJICAと頻りにコミュニケーションを取ることで、問題意識や提言の方向性を共有しつつC/P機関のオーナーシップを高め、政権や国民にとってインパクトのあるプレゼンテーションや広報をして行くことに留意する。
- ・ 本調査の調査内容は事前にC/P機関事務レベルとは合意しているものの、新政権トップの期待や要望については必ずしも十分に反映できていない可能性がある。このため、調

査の基本的な内容は維持しながらも、柔軟に C/P 機関や新政権の問題意識に対応していく姿勢が求められる。なお、本調査の内容については、新政権が提案する各種開発政策・計画に合致させつつ、分析および提言を行うことが期待される。

(ウ) 情報発信：

- ・ コンサルタントは、本調査に関連して開催される各種国内会議、現地会議への出席、会議資料及び議事録の作成・提出を JICA の指示に従い行うものとする。なお、会議を円滑に進めるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項・方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明するものとする。
- ・ 各レポートの提出時期に合わせて行われる SC では、JICA 及び調査団よりレポートの要約を発表し、C/P をはじめとした関係機関と意見交換を行う。その際には、C/P 等の関心が高い優先プロジェクトの検討の進捗状況も含めるものとする。

(エ) 総括団員の役割及び情報共有

- ・ 総括団員は、調査全体を俯瞰し、全体構成、論理構成、質の確保、工程管理等について技術者としての責任感を持って監督すること。また、JICA 本部、JICA ミャンマー事務所、ミャンマー関係機関と進捗、課題等について適宜情報共有を行い、十分な意思疎通を図ること。

(4) 能力開発の視点

- ・ 質の高い物流システム構築のためには、政策立案から関係者間の調整、事業の実施までの多岐にわたる一連の業務を管理・監督する能力が求められる。本調査では、まず、キャパシティアセスメントを行い、効率的な物流システム政策立案、インフラ整備・運営、監督・規制等一連の業務を行う上での課題を明らかにするとともに能力開発を効果的に行うためのプログラムや自律的な実施メカニズムを提案する。本調査においては、提案プログラムに基づき C/P 等に対し能力開発事業を実施、その効果を計量し、改善に向けて必要な措置を採る。なお、ここで言う能力は、技術的なもののみならず、社会総体として質の高い物流システムを実現可能な状態になることを指すことに留意する。即ち、リーダーシップ、予算確保や執行、モニタリング等一連のプロセス全体に目配りしながら重要度の高い部分に集中的に取り組んでいく
- ・ 効率的に調整を行うための能力発現システムを提案するとともに、調査期間を通して、情報共有や個別イシューの検討及び合意形成を C/P 機関及び関係機関自らが主体となって進めて行くプロセスをサポートする。これにより、関係機関の調整能力及び主体者意識を高めるとともに、調整メカニズムを制度化することで、調査実施後も自律的に行われるよう定着させる。
- ・ 需要家ニーズに即した質の高い物流サービスを提供して行くため、政府は、物流事業者の創意工夫を可能とする制度やインフラ等環境整備をしていかなければならない。これらを適切に企画立案していくためには、民間と政府との間の対話のメカニズムが不可欠。本調査では、民間の意向把握、政策への反映のさせ方を、説明責任、公平性と効率性とのバランスを考慮しながら実現する方法を検討し試行する。また、その一環として、日系物流会社を含む外資系物流企業との間で、ミャンマー政府－外資企業、国内企業－外資企業間が相互理解や学びを促進する機会を設け、ミャンマー政府及び物流事業者が、国際物流の動向の理解を深めるとともに、国内での物流サービスレベルの向上、技術習得を促進させる。
- ・ 本調査を通じて、政府関係者には、物流システム構築のために政府が果たすべき役割を、身を以て体験しアクションを起こしてもらう必要がある。彼らが自国の課題と向かうべき目標を適切に把握し、アクションに繋げて行けるような研修プログラムを日本及び近隣諸国等において提案する。

(5) その他

(ア) 事故防止：

ミャンマーでは、交通量の急増に伴い多くの交通事故が発生している。本調査では、物

流ネットワーク整備における一般的な安全配慮事項について課題を纏めるとともに、ミャンマーの事情を踏まえて効果的な安全対策を提言する。

(イ) 戦略的環境アセスメント、環境社会配慮

本調査では JICA 環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月公布版) (以下、「JICA ガイドライン」とする) にある戦略的環境アセスメント (以下「SEA」とする) を適用し、ステークホルダーとの協議を適宜行いながら、経済、社会、環境の各面に対し、バランスある配慮が全国物流戦略等に反映されるよう留意する。

プロポーザルにて、本調査への SEA 適用と、SEA で検討すべき内容・方法・スケジュール・規模について、具体的な理由とともに提案すること。

(ウ) 調査方法の提案について

本調査は、「7. 業務の内容」に示す内容を実施することを想定しているが、それ以外に効果的・効率的な調査方法がある場合にはプロポーザルにて提案すること。また、本調査は、「第3 業務実施上の条件」に示す各分野を担当する団員が参加することを想定しているが、本調査の目的を効率的に達成するために、担当分野の変更・追加が必要と考えられる場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

7. 業務の内容

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案する。

(1) 業務実施計画の策定及びインセプション・レポートの説明・協議

ア 業務実施計画及びインセプション・レポート

業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。また、インセプションレポート (案) を作成し、内容に関し JICA の承認を得る。

イ 業務実施体制の構築

本調査の主要な関係者との SC の実施、調査を協働して行うための C/P の適切な配置等について、C/P 機関と調整を行う。

ウ インセプションレポートの協議

C/P 機関並びに関係機関とインセプション・レポートの協議を実施する。全国物流戦略の将来的なビジョン、問題意識を共有する。

(2) ミャンマー物流セクター全般に係る既存情報収集及び分析

ア 既存データ等の収集・分析

物流の実態、港湾の実態及び将来計画、工業団地等を示した既存のデータ、報告書等を情報収集し、分析する

イ 開発計画の分析

物流セクターに関する開発計画、国家・地域開発計画、実施中や将来のプロジェクトに関する情報を収集し、分析する

ウ 援助機関等の支援計画、民間企業の投資計画等にかかる情報収集及び分析

他援助機関等の支援状況、関連プロジェクトの実施状況、民間企業による開発・投資計画の確認し、分析する

エ 関連法令、制度等のレビュー

物流全般に関する法令及び制度を情報収集し、分析する

オ 社会経済動向・貿易動向調査

(3) キャパシティアセスメント

ア 物流システム構築に関する課題

物流分野に関する政策立案、関係部局との調整、政策の実施及び監督に関する C/P 機関及び関係機関の職員の技術的能力、組織的能力をレビューしし、課題を抽出・分析

- する。
- イ 能力開発のためのプログラム
 特定した課題に対して、課題解決のための、職員の技術的能力及び組織的能力の開発のためのプログラムを提案する。
- (4) 環境社会配慮に係る情報収集・整理
 SEA における環境管理計画の内容について、配慮すべき環境影響評価項目、現地調査の内容・実施方法等について検討する。なお、本調査開始時に SEA の進め方について C/P を通じて最新情報を確認のうえ、本調査にて行う SEA の範囲、手続き・内容について確認しながら進めることとする。環境社会配慮にかかる情報収集にあたっては、再委託（現地）を可とする。再委託に係る必要経費を分けて見積もること。
- (5) 全国物流戦略及び実施計画の策定
 ア 2030 年を目標とした全国物流戦略、将来ビジョン
 上記(1)~(4)の結果を踏まえ、物流インフラの開発、物流制度の整備といった観点より、2030 年を目標とするミャンマー全国物流戦略、目指すべきレベル、将来ビジョンを策定する。
 イ 開発戦略の策定、プロジェクトの提案（既存の優先プロジェクトの優先度レビューを含む）
 上記（2）等も参考にしつつ、物流インフラ開発の計画中あるいは検討中計画及びプロジェクトをレビューし、これら計画／プロジェクトの見直し、あるいは新たな計画／プロジェクトの提案を行い、プロジェクト群（リスト）としてとりまとめる。
 ・戦略的環境アセスメント結果
- (6) 物流実態調査の実施・分析
 ア 国内幹線及び国際ルートの物流量の把握
 純流動 Origin-Destination (OD)、国際貨物量の推計に資するとともに、貨物物流の現状やニーズ、問題点や課題等を把握するため、運輸・通信省等の省庁、鉄道公社、内陸水運公社、工業団地運営者、民間船社、荷主、フォワーダー、荷役会社、物流関連企業等へのヒアリング調査を行う。
 イ 需要予測手法及びゾーニングの検討
 全国運輸 MP で算出された需要予測の結果を最大限活かしつつ、貨物の移動にかかる国内の幹線交通、適切なゾーニングを行うとともに、将来国際物流量及びモード／ルート別将来 OD の予測手法、そのために必要な物流実態調査の調査項目について検討する。なお、貨物については、予測する品目分類を設定すること。
 ウ 物流実態調査
 現在 OD の推計及び将来予測に必要なデータを取得するため物流実態調査を実施する。全国物流戦略等の策定にあたっての重要なインプットとなる物流実態調査の方法・スケジュール・規模について、具体的にプロポーザルにて提案すること。また、物流実態調査を行うにあたっては、季節的な変動を考慮し、品目別貨物量を把握すること。
 エ 現在 OD 表の作成
 物流実態調査結果を整理・検証した上で、季節変動にも留意しつつ必要な拡大や既存データによる加工等を行って現在 OD 表（重量（貨物については品目別）、Twenty-Foot Equivalent Unit (TEU)、台、人）を推定する。
- (7) 需要予測
 ア 社会経済フレームワークの設定
 全国運輸 M/P で示された社会経済フレーム等を踏まえて、目標年次（2030 年）における計画フレーム（人口フレーム、産業フレーム、社会フレーム、環境フレーム、財政フレーム等）を設定する。なお、長期（20 年程度）、中期（10 年程度）及び短期（3-5

- 年)の事業計画策定のために複数時点でのフレームを設定する。
- イ 将来 OD 表作成
現在 OD 表及び社会経済フレームワークを踏まえ、2030 年までの国際物流量及び将来 OD 表を推定する。
 - ウ 将来交通ネットワーク／サービスレベル設定
現時点で着工済みあるいは構想中のプロジェクトを考慮して将来の交通ネットワークおよびサービスレベルを設定する。
 - エ 将来の国際物流拠点別、新ルート、モード別物流量推計
ア～ウを踏まえ、配分計算を行い将来の国際物流拠点別、ルート／モード別物流量を推計するとともに、構想中のプロジェクトが実施されない場合の国際物流拠点別、ルート／モード別物流量を併せて推計し、比較分析を行う。
- (8) インテリム・レポート 1
これまで)の調査結果をインテリム・レポート 1 としてまとめる
- ア インテリム・レポート 1 (案) 作成
 - イ SC での説明及び協議
 - ウ インテリム・レポート 1 の最終化
- (9) 本邦招へい事業
ア 本邦招へいプログラム案の検討等
効率的な物流システム構築のための日本の経験・取り組みについて、講義・視察を通じ学ぶことを目的として、本邦招へい事業の実施を予定している。なお、同事業は、JICA が企画、実施・受入、監理を行うこととし、コンサルタントは必要な支援を行うものとする。
については、コンサルタントは C/P 及び関係機関のキャパシティアセスメントの評価を踏まえ、講義内容及び視察先を踏まえた本邦招へいプログラム案を検討する。同プログラムの内容に関しては、遅くとも実施する 3 か月前より、JICA との協議を始めるものとする。
- (10) 優先プロジェクト (投資計画を含む) のレビュー及び優先順位の再整理
ア 優先プロジェクトの実施状況の確認
全国運輸 M/P で提案された優先プロジェクトに関しては、ミャンマー政府、JICA を含む他ドナー及び民間の取り組みにより、一部進捗している事業があると思われるため、その進捗状況について確認する。
イ 優先プロジェクト (投資計画を含む) のレビュー及び優先順位の再整理
これまでの調査結果を踏まえて、ミャンマー新政権の意向、JICA の方針等も踏まえて、優先プロジェクトのレビュー及び優先順位の再整理を行う。
- (11) インテリム・レポート 2
これまでの調査結果をインテリム・レポート 2 としてまとめる。
なお、関係者と協議の上、物流実態調査、需要予測の結果を踏まえて開発ビジョンや開発戦略等の見直しを適宜行う。
ア インテリム・レポート 2 (案) 作成
イ SC での説明及び協議
ウ インテリム・レポート 2 の最終化
- (12) 物流政策・物流制度にかかる提案
本調査の結果、物流政策、物流制度に資する提案をまとめる。
- (13) ドラフト・ファイナル・レポート
これまでの活動、成果をドラフト・ファイナル・レポートとしてまとめる。

- ア ドラフト・ファイナル・レポート（案）作成
- イ SC での説明及び協議

(14) ファイナル・レポート

ドラフト・ファイナル・レポートに対するミャンマー政府のコメントへの対応を行い、ファイナル・レポートを完成させる。

(15) 成果報告セミナー及び広報活動

本調査の成果を広く周知することを目的として、ミャンマー国内でセミナーを開催する。出席者は、関係者やステークホルダーをはじめ、マスコミなどを通して広く通知することとする。セミナーの対象者は 100 名程度を想定し、1日のセミナーを計 1 回実施することとし、必要経費を本見積りに含めること。また、調査団帰国後、ミャンマー政府から了解を得られた範囲内で、調査結果について日本国内関係先向けに説明する。

また、公開可能な範囲で調査取組み進捗状況等を少なくとも 1 か月に 1 回、日本語でホームページ上に公開する。

なお、ホームページ開設にかかる費用及び日本国内の説明会実施にかかる会場、機材等は JICA もしくは関係機関が用意するため、契約には含めない。

8. 成果品

次の報告書を作成し JICA に提出する。各報告書の C/P 機関への説明、協議に際しては、事前に報告書を作成し JICA に提出及び説明のうえ、その内容について了承を得るものとする。その際、各レポートの内容に修正が生じた場合は速やかに対応を図ったうえで、C/P 機関へ提出及び説明を行うものとする。なお、本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとする。

(1) 報告書

ア インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：業務実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、等

提出時期：業務開始後 20 日以内（2016 年 6 月中旬を想定）

部 数：英文 35 部（うち、ミャンマー政府へ 30 部）、和文 5 部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF

イ インテリム・レポート 1 (IT/R-1)

記載事項：調査進捗、物流実態調査及び需要予測の結果・分析等

提出時期：2016 年 10 月下旬

部 数：英文 35 部（うち、ミャンマー政府へ 30 部）、和文 5 部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF

ウ インテリム・レポート 2 (IT/R-2)

記載事項：調査進捗、物流実態調査及び需要予測の結果・分析等

提出時期：2017 年 1 月下旬

部 数：英文 35 部（うち、ミャンマー政府へ 30 部）、和文 5 部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF

エ ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：2017 年 3 月下旬

部 数：英文 35 部、（それぞれうち、ミャンマー政府へ各 30 部）、和文 5 部（すべて簡易製本）

電子データ：CD-R 5 部（うち「ミャンマー政府へ 1 部）

オ ファイナル・レポート (F/R)

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：2017 年 5 月下旬

部 数：英文 35 部（それぞれうち、ミャンマー政府へ各 30 部）、和文 5 部

電子データ：CD-R 5 部（うちミャンマー政府へ 3 部）

各報告書には、要点を10ページ程度にまとめた和文及び英文のプレゼンテーション用資料を添付すること。

その他、C/P 機関及び関係機関との円滑な協議やワークショップの実施を進めるため、必要に応じて、プレゼン資料や概要版を作成すること。

(2) その他の提出物

ア 議事録等

C/P 機関との調整会議、各報告書説明・協議に係る議事録（M/M）を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、10 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA ミャンマー事務所におけるミーティングについても、同様とする。

イ 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICA に提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 20 日以内

部 数：和文 1 部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

エ 調査活動業務報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。

カ 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

キ 業務実施報告書

ファイナル・レポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期限内に JICA に提出する。

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

・調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

・現地セミナー・研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、現地活動体制等）

⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提言

⑦添付資料

・業務フローチャート

・業務人月表

・調査用資機材等取得明細表（引渡リスト含む）

・会議記録等

・収集資料リスト

・その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文 3 部（簡易製本）

ク その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(3) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート及びドラフト・レポートは原則として簡易

製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本調査に係る業務工程計画の概要は次によるものとする。2016年6月中旬に開始し、2017年6月終了の目途とする。

年月	2016							2017					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
現地作業													
国内作業	<input type="checkbox"/>												<input type="checkbox"/>
レポート		▲ ICR				▲ ITR1			▲ ITR2		▲ DFR		▲ FR

IC/R：インセプションレポート、ITR：インテリムレポート、
DFR：ドラフトファイナルレポート、FR：ファイナルレポート

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

総計 約45M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／総合物流計画（2号）
- ② 港湾計画（2号）
- ③ 物流制度（3号）
- ④ 物流施設計画／物流調査（3号）
- ⑤ 需要予測／経済分析
- ⑥ 道路輸送計画
- ⑦ 鉄道輸送計画
- ⑧ 海運／内陸水運計画
- ⑨ 空港／航空輸送計画
- ⑩ 環境社会配慮

3. 調査用機材の調達

本業務において機材調達は想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて調達方法含めて提案すること。

4. 再委託（現地・国内）

現地再委託を想定している以下の項目については、物流実態調査の業務について、経験・知識を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託ガイドライン」に則り選定及び契約を行い、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

また、同業務にかかる経費については、数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費については参考見積りとし、分けて見積もること。

- 環境社会配慮に係る情報収集・整理 (7. 業務の内容 (4))
- 物流実態調査 (7. 業務の内容 (6))

5. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務は、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAミャンマー事務所、在ミャンマー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

